

【事案】

建築設計会社 X は、自治体 M1 市から、同市が建設を計画している焼却炉の設計・監理を依頼された。X は、同社の従業員である建築士 A1 を担当者に任命し、A1 に世間に注目される斬新さと非工業的外観をテーマにしたデザインの創作と当該デザインに基づく設計図の起案を命じた。A1 は、ほとんど X の事務所に出勤することではなく、自宅で勤務した。しかしながら、X における A1 の上司が、定期的に A1 に設計業務の進捗報告書を提出させ、デザイン及び構造計算の観点で A1 に設計の修正を指示した。A1 は、これらの修正指示を反映した設計図 α を完成させた。設計図 α には、設計者名として X が記載されていた。

設計図 α に係る焼却炉のデザインは、焼却炉としての機能を奏するための実用的制約を受けない範囲で、曲面・曲線・丸みのある角が多用され、規則性が排除された独自の形状を有し、配色も他にはない斬新なものである。

〔設問 1〕 設計図 α が著作物であるか論ぜよ。

(20 点)

- ◆ 建築設計図の創作性を判断する際、設計図が表す建築物のデザインが考慮されるのか問題になる。
- 設計図で建築デザインの本質的特徴が表現されているのであれば、表現された建築デザインに基づく創作性を否定すべき合理的理由はない。したがって、設計図が表す建築物のデザインが考慮されるべきと考える。他方、設計図に建築デザインの本質的特徴が表現されていないのであれば、当然、建築デザインは考慮されない。
- 2 条 1 項 15 号ロは、設計図を模倣して、当該設計図で表現されている建築デザインの本質的特徴を直接感得できる建築する行為は、当該著作物の複製に該当する、という当然の結論を確認した規定であると考ええる。
- ◆ そこで、設計図 α で表現されている焼却炉のデザインに創作性があるのか問題になる。
- 著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」である（2 条 1 項 1 号）。表現に創作者のなんらかの個性が表現されていれば創作的表現に該当すると考えられている。
- 焼却炉のような実用性の高い構造物は、その機能を奏するためにデザインの制約を受ける。しかしながら、実用的な機能とは分離して把握できる美的特性に創作者の個性が表現されているのであれば、創作性を否定する理由はない（分離可能説）。
- 設計図 α で表現されている焼却炉のデザインは、焼却炉としての機能とは分離して把握できる美的特性、すなわち曲面・曲線・丸みのある角が多用され、規則性が排除された独自の形状を有し、配色も他にはない斬新なものである点に創作者の個性が表現されているので、創作性を有すると考える。
- したがって、設計図 α は、学術的な性質を有する図面の著作物（10 条 1 項 6 号）として保護されると考える。

2 条 1 項 15 号

「複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。 （略）

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。」

〔設問 2〕 設計図 α が著作物であることを前提として、職務著作規定における「法人等の業務に従事する者」の要件及び「職務上」作成の要件が充足されるか論ぜよ。

(20 点)

- ◆ 「法人等の業務に従事する者」の要件を充足するか？
- 創作担当者と創作指示者との間に実質的な指揮監督関係があり、その結果、創作担当者が創作指示者から受領する対価が労務提供の対価と評価できるのであれば、「法人等（創作指示者）の業務に従事」と言えると考え（アール・ジー・ビー・アドベンチャー事件最高裁判決）。
 - 本件では、X における A1 の上司が設計図に係るデザインを把握した上、その修正を指示していたので、A1 と X との間に実質的な指揮監督関係があったと認められる。そして、A1 は X の従業員であるから、給与として労務提供の対価を受領していたはずである。
 - したがって、「法人等の業務に従事する者」の要件は充足されると考える。
- ◆ 「職務上」作成の要件を充足するか？
- 作業場所がどこであるかを問わず、実質的指揮監督の対象となる作業として作成されたのであれば、「職務上」の作成と言えると考え。
 - 本件では、A1 が自宅で創作活動を行っていたのであっても、X の実質的指揮監督下で作業して設計図 α を完成させたのであるから、当該創作は「職務上」の作成と言える。
 - したがって、「職務上」作成の要件は充足されると考える。

【事案の続き】

M1 市は、焼却炉建設計画を中止した。そのため、X において設計図 α は廃案になった。A1 は、自分の実績を個人的に記録しておく目的で、X に無断で設計図 α をスキャナー読み取りしてその複製データを私用 PC に保存した。

その後、A1 は X から独立して、個人建築設計事務所を設立した。A1 は、M1 市とは無関係の自治体 M2 市に、設計図 α に係る焼却炉デザインを、自分が創作したものであると表明して売り込んだ。その結果、A1 は、M2 市から焼却炉及びその周囲庭園と外構の設計・監理を受注した。A1 と M2 との間の設計・監理委託契約において設計・監理業務の過程で発生した知的財産権は全て A1 及びその協力者に帰属すると合意された。A1 は、設計図 α の設計者名を自分の建築設計事務所の名称に書き換えた上、そのプリントアウトを M2 市に納品した。

M2 市は、施工業者に、設計図 α に従って焼却炉 I を建設させた。

Y は、珍しい建築物のミニチュアを製造・販売する事業を行っている。当該事業において、Y は、焼却炉 I のミニチュアを製造して不特定・多数の消費者に販売している。

〔設問 3〕 X が設計図 α の法人著作者であることを前提として、A1 による複製データの保存が X の著作権を侵害するか論ぜよ。

(10 点)

- X は、設計図 α のスキャナーで読み取ったデータを使用 PC のハードディスクに保存する行為は、有形的なデッドコピーであるから複製権（21 条）を侵害する行為である（ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決）と主張することができる。
- しかしながら、自分の実績を個人的に記録しておく目的での私用 PC への複製は、30 条 1 項所定の個人的に使用する目的（私的使用目的）に該当する。したがって、著作権（複製権）侵害

は成立しないを考える。

〔設問 4〕 X が設計図 α の法人著作者であることを前提として、X は、Y に対し、著作権侵害に基づきミニチュアの製造・販売の差止めを請求した。この差止請求が認められるか論ぜよ。

(15 点)

- X は、Y に対して、複製権侵害に基づき焼却炉 I のミニチュア（「本件ミニチュア」）の販売差止を、譲渡権（26 条の 2 第 1 項）侵害に基づき本件ミニチュアの製造差止を請求することが考えられる（112 条 1 項）。
- 本件ミニチュアは、設計図 α で表現された創作的デザインに依拠して作成された有体物であり、当該創作的デザインを直接感得できるものであるから、設計図 α の複製物に該当する（ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決）。
- 焼却炉 I は、46 条柱書の「建築の著作物」に該当する。しかしながら、X は、本件ミニチュアの作成・頒布は 46 条 2 号により免責対象から除外されると主張することが考えられる。
- 46 条 2 号は模倣建築を制限する規定である。そのため、46 条 2 号の複製物は建築物としての実用性がある構造物に限定されると考える。ミニチュアに建築物としての実用性はない。したがって、本件ミニチュアに 46 条 2 号は適用されないと考える。
- X は、設計図 α で表現された創作的デザインは美術の著作物でもあるから本件ミニチュアの製造・販売には 46 条 4 号が適用されると主張することが考えられる。
- ◆ 建築物が美術的に創作されたものであるとき、建築物の非建築複製物の販売に 46 条 4 号が適用されるか問題になる。
- 46 条柱書は、「美術の著作物」と「建築の著作物」を区別している。したがって、建築物は、4 号の美術の著作物から除外される（4 号は適用されない）と考える。
- よって、46 条柱書により、複製権侵害も譲渡権侵害も成立しないを考える。

46 条

「美術の著作物でその原作品が前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。（略）

二 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合 （略）

四 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合」

【事案の続き】

外構・庭園デザインは、A1 と外構・庭園デザイナーA2 が共同して創作することになった。A1 と A2 の共同作業により、焼却炉 I のデザインとの調和を基調とする A1 のデザイン思想と A2 の感性に基づく A2 のデザイン思想とを融合した外構・庭園のデザインβが創作された。

M2 市は、施工業者・造園業者に、デザインβの外構・庭園 S を構築させた。

Z は、焼却炉 I 及びその周囲に設けられた外構・庭園 S の写真を使用したカレンダーを製造して不特定・多数の消費者に販売している。当該カレンダーの一枚においては、焼却炉 I 及び外構・庭園 S の写真が紙面の大部分を占めており、焼却炉 I 及び外構・庭園 S のデザインを鑑賞させる態様になっている。

〔設問 5〕 外構・庭園 S が A1 と A2 の共同著作物（2 条 1 項 12 号）であるか論ぜよ
(10 点)

- 共同著作物（2 条 1 項 12 号）の成立要件は、①共同著作行為、②各人の共同創作の意思及び③分離利用不可能性であると考えられる。
- 本件では、A1 と A2 が共同創作の意思をもって共同著作したことは明らかである。その成果物であるデザインβにおいて各人の寄与分は、融合しているため分離することは不可能であると認められる。よって、外構・庭園 S は A1 と A2 の共同著作物である。

2 条 1 項 12 号

「共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。」

〔設問 6〕 A2 は、自分のみを原告にして、Z に対し、著作権侵害に基づきカレンダーの製造・販売の差止めを請求する訴訟を提起した。この差止めが認められるかを論ぜよ。Z は付随対象著作物利用の抗弁を主張しなかった。そのため、付随対象著作物利用の抗弁については論じる必要がない。

(15 点)

- X は、本件カレンダーは美術の著作物の複製物であるから、本件カレンダーの製造・販売には 46 条 4 号が適用されると主張することが考えられる。
- 本件カレンダーは、外構・庭園 S を鑑賞させる目的で撮影した写真を含むことから、外構・庭園の創作的デザインβを直接感得できる有体物であり、外構・庭園 S の複製物に該当する（ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決）。
- ◆ カレンダーのような美術鑑賞以外の機能を有する実用品に 46 条 4 号が適用されるか問題になる。
- 46 条 4 号の趣旨は、美術の著作物の商業的需要を保護することであると考えられる。この趣旨に鑑みると、当該実用品の商品価値の主要な要素が美術鑑賞品としての価値であれば、「専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として」に該当すると考える。
- 本件では、本件カレンダーの紙面の大部分が美術鑑賞させるための写真で占められていることから、本件カレンダーの商品価値の主要な要素が美術鑑賞品としての価値であると認められる。
- したがって、本件カレンダーの販売は「専ら美術の著作物（外構・庭園 S）の複製物の販売を目的として」に該当し、その製造（複製）と販売に 46 条 4 項が適用されると考える。
- A2 は外構・庭園 S の著作権の共同持分権者である。著作権の共同持分権者は、単独で差止請求（112 条 1 項の請求）をすることができる（117 条）。

- よって、A2 は、自分のみを原告にして、Z に対して、複製権侵害に基づき本件カレンダーの販売差止を、譲渡権侵害に基づき本件カレンダーの製造差止を請求することができる。

【事案の続き】

M2 市は、焼却炉 I の防犯性を高めるために、A1 と A2 に無断で、外構・庭園 S を改築した。

〔設問 7〕 A1 及び A2 が、M2 市に対し、著作者人格権侵害に基づき改築した外構・庭園 S をデザイン β の原状に回復するよう請求することができるか論ぜよ。

(10 点)

- ◆ A1 及び A2 は、同一性保持権（20 条 1 項）侵害に基づき、改築した外構・庭園 S をデザイン β の原状に回復することを内容とする名誉回復措置の請求（115 条）をすることが考えられる。
- ◆ 外構・庭園のような建築物とは言えないが土地に定着する構造物に 20 条 2 項 2 号が類推適用されるか問題になる。
- 20 条 2 項 2 号の趣旨は、土地に定着しているため事実上交換することができない建物の実用性を確保することにあると考えられる。この趣旨は、外構・庭園 S のような建物以外の土地定着構造物にも該当する。したがって、外構・庭園 S に 20 条 2 項 2 号が類推適用されると考える。
- よって、外構・庭園 S の防犯性向上のための改築は、20 条 2 項 2 号により同一性保持権侵害から免責されると考える。

20 条 2 項

「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。 （略）

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変 （略）

115 条

「著作者又は実演家は、故意又は過失によりその著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者又は実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者若しくは実演家の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる。」